

令和2年 網走市議会  
総務経済委員会会議録  
令和2年5月22日(金曜日)

○日時 令和2年5月22日 午前10時20分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 網走市税条例等の一部を改正する条例制定について
3. 議案第3号 網走市都市計画税条例の一部を改正する上映制定について

○出席委員(8名)

|      |         |
|------|---------|
| 委員長  | 立崎 聡 一  |
| 副委員長 | 松浦 敏 司  |
| 委員   | 石垣 直 樹  |
|      | 小田部 照   |
|      | 川原田 英 世 |
|      | 栗田 政 男  |
|      | 澤谷 淳 子  |
|      | 山田 庫司郎  |

○欠席委員(0名)

○委員外議員(1名)

|    |        |
|----|--------|
| 議長 | 井戸 達 也 |
|----|--------|

○傍聴議員(6名)

|         |
|---------|
| 金 兵 智 則 |
| 近 藤 憲 治 |
| 永 本 浩 子 |
| 平 賀 貴 幸 |
| 古 田 純 也 |
| 村 椿 敏 彰 |

○説明者

|          |         |
|----------|---------|
| 副市長      | 川 田 昌 弘 |
| 企画総務部長   | 岩 永 雅 浩 |
| 観光商工部長   | 田 口 徹   |
| 観光商工部次長  | 秋 葉 孝 博 |
| 庁舎整備推進室長 | 後 藤 利 博 |
| 企画調整課長   | 北 村 幸 彦 |
| 税務課長     | 高 橋 勉   |
| 観光商工部参事  | 前 田 関 羽 |

○事務局職員

|         |         |
|---------|---------|
| 事務局長    | 武 田 浩 一 |
| 次 長     | 伊 倉 直 樹 |
| 総務議事係長  | 神 谷 浩 一 |
| 総務議事係主査 | 寺 尾 昌 樹 |
| 総務議事係   | 早 淵 由 樹 |

午前10時20分開会

○立崎聡一委員長 ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案3件について審査いたします。

まず初めに、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分について審査いたします。

その後、議案第2号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について審査いたします。

最後に、議案第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、審査いたします。

それでは、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部関係分について説明を求めます。

○秋葉孝博観光商工部次長 議案資料3ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算新型コロナウイルス営業継続支援事業につきまして、御説明を申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営が悪化している事業者を支援するため、必要な経費を追加補正するものでございます。

初めに、①社交飲食店支援金給付事業ですが、今回の追加により、社交飲食店への支援金、1店舗当たり10万円を、20万円に引き上げようとするものでございます。

経費の内訳は、支援金の給付に係る事務費として、印刷費などが8万7,000円、郵送料などが11万3,000円、支援金は1店舗当たり10万円です。

網走保健所に登録のある市内社交飲食店、約300店を対象に申請割合を8割とし、2,400万円を見込んでおります。

事業費の合計は2,420万円でございます。

次に、②営業継続支援金給付事業ですが、経費の内訳は支援金の給付に係る事務費として、印刷費などが8万4,000円、郵送料などが15万7,000円、申請受付業務の委託料として95万5,000円、受付の会場使用料として30万4,000円、支援金は1事業者当たり10万円です。

対象業者数を統計資料から約1,240社、申請割合を5割とし、6,200万円を見込んでおります。

事業費の合計は6,350万円でございます。

2、補正額ですが、①社交飲食店支援金給付事業では2,420万円で、補正後の額は4,840万円、財源は全て基金繰入金でございます。

次に、4ページの②営業継続支援金給付事業は、6,350万円で、財源内訳は全て基金繰入金でございます。

(2) 歳入予算は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、3、事業の概要ですが、(1) 社交飲食店支援金給付事業では、1店舗当たり10万円の支援金を20万円に引き上げるもので、社交飲食応援お食事券の取扱事業者であることが条件となります。

5月18日時点の登録済み事業者は191、店舗は210となっており、これまでに174店舗分の支援金を給付しております。

登録店舗に対する給付割合は83%となっております。

なお、現時点でお食事券の販売は5月28日、券の利用開始日は6月1日を予定しております。

次に、(2) 営業継続支援金給付事業では、次の要件を満たす場合に、1事業者当たり10万円を支給、支援金を給付するもので、国の持続化給付金と重複受給を可能としております。対象要件は、法人では市内に本社が所在すること、個人事業者では代表者の住所が市内にあること。②市内に店舗、作業所、事務所などを有していること。③2019年の事業収入があること。④2020年1月から12月の期間で、事業収入が前年同月比、30%以上減少している月があること。⑤総務省の定める産業分類により、対象外を記載のとおりとし、これ以外を全て対象としております。

なお、平成28年経済センサスによりますが、市内の事業者数は1,861、これから対象外625、差し引きですが、1,236社となっております。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○川原田英世委員 説明を伺いました。

内容については理解をしたところなのですが、スピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思うんですけども、これから先のスケジュールについて、まず確認したいと思います。

○秋葉孝博観光商工部次長 支援金につきましては2種類ございまして、まず、先に社交飲食店の支援金の状況ですが、現在かなりの店舗のほうから、請求をいただき、もう給付金の振込が終わっている段階ですが、30店舗程度、まだ支援金の支給が終わっておりませんので、これから来週にかけて、催促といたしますか、お忘れではないですかという案内をしつつ、既に支援金を1回目10万円を受給されている事業者に対しましては、来週から請求書という形、支援金の申請と請求書を併せたもので1枚、今やっていますけれども、これを出していただきまして、早ければ6月1日の週以降に振込を始めていきたいと考えております。

もう一つの営業継続支援金につきましては、かなり今、私どもにもいろいろな電話がかかってくる。

これは国の持続化給付金の話ですとか、北海道の休業要請に対するお話、それからハローワークの雇用調整助成金など、そういうお話を聞いていますと、かなり混乱がありまして、実際にあっちの窓口、こちらの窓口ということで、事業者の方も行かなければならない、こういう状況と、ちょうど本日から国の持続化給付金の相談窓口が商工会議所3階に設置をされております。こうした状況を踏まえまして、ある程度この営業継続支援金につきましては、落ち着いた段階というふうに捉えております。

大体今日から2週間後ぐらいは、持続化給付金の窓口がどのような状況か様子を見ながら、6月に入って10日前後ぐらいから、皆様にお知らせができるような形にしたいと思います。

ただ、こちらのほうについて、やっぱり対象業種を一気に増やしますので、ある程度審査等も必要とすることがありますので、社交飲食店の支援金とは違って、振込までの申請、審査、需給の時間を要することとなるというふうに考えております。

○川原田英世委員 はい、スケジュールについてはわかりました。

それで2番目のほうの営業継続支援、これはやっぱりいろんな手続がかなり必要になってくるのでは

ないかなというふうに思うんですが、今の考えられている部分で、給付を希望される方に必要とする書類というか、どの程度の手続を求めるのか。

持続化給付金だと前年度の源泉徴収だとか、写真で撮って、今年度の業績の、今ある出納帳のようなものを示してもらうような形で、かなり簡素化されているなど思いながらも、その中でもやっぱりこれだけ混乱が生じているというところがあって、できるだけ簡易にしてほしいというのが、やっぱり事業者側の希望であります。

ただ、持続化給付金50%であるのに対して、ここは30%ということで、重複しないということから、また一つ手続がやっぱり増えるということで、いろんな最低限求めなくちゃいけない部分も出てくると、提出していただかなくてはいけない書類も出てくると思うんですが、どれだけそこをコンパクトというか、スマートにできるのかなというふうに思うんですけれども、そこら辺についての現在の考えがあればお伺いしたいと思います。

**○秋葉孝博観光商工部次長** 分野の指定がありますので、若干、市の独自の支援のほうで窓口は少し小さくはなっておりますけれども、基本的に30%以上の前年同月減少があればということですので、当然持続化給付金を既に受給された方、これも含まれるというふうに考えております。

国のほうには、持続化給付金の申請ですとか、交付データ、こうしたものをいただけないかという打診はしているんですが、国のほうでは、その委託先に全て任せているということで、そうしたデータの提供はできないというふうに、そこは確認ができております。

あと、私どもとしていたしましては、セーフティネット保証というのがありまして、これは前年同月できますと20%以上の対象を…ここにも同じような書類がつけられます。

何とかこの件に関して、その申請がいらぬようなことはできないかと、そうしたことを今検討している状況です。

添付資料としてはですね、やはり例えば申請書と請求書を一緒にするとか、枚数を減らすことはできるのですが、今、国で求めています定款ですとか、履行事項全部証明ですとか、それから少なくとも昨年の決算書の写しですとか、こうしたものは、この仕組みをやる以上、やっぱり省略できないというのがどうしてもありまして、あとは、例えばマル経で

すとか、セーフティネット保証ですとか、そうした融資の審査において使えたデータを用いられないかと、こうしたことを今検討しておりまして、詳細につきましては、商工会議所ともよく協議もしなければなりませんし、今、委員おっしゃるように、添付書類なり、そういうものを省略するよというの、十分念頭に置きながら、ただ、やはり社交飲食店のような100%影響が出ているというところに対して迅速な支援というわけには、やはりいかなのかなという、そうした状況もございます。

**○川原田英世委員** はい、わかりました。

工夫を凝らしていただきたいと思うんですが、やっぱり相当大変だと思います。

受付業務委託という事で委託料も入っていますけれども、マンパワー的にこれ大丈夫なのかなと不安になっちゃうんですが、そこら辺は商工会議所等とも、この事業を行う上での人手の部分、確保は十分大丈夫だというふうに考えているのか、伺いたいと思います。

**○秋葉孝博観光商工部次長** 今回の委託料につきましては1件、1,500円程度ということで、商工会議所を予定しておりますが、ちゃんとした委託料ということではなくて、協力的な意味合いです。当然私どもの職員も可能な限り出てやりたいというふうに考えております。

現在ですね、非常に相談ですとか、ほかの申請業務もありますので、かなり作業が重なってまいりますので、そうした状況も踏まえまして、大変申し訳ないんですが、そのやっぱり6月の下旬以降に会場を借り上げて、窓口を設置しながら、そういう意味合いも込めて、今持続可の申請始まりましたので、2週間程度の様子を見たいというところなんです。

状況によってはまた延びるかもしれませんが、逆に早くできるかもしれませんので、状況を見ながら、迅速な対応というのを常に心がけながら、取り組んでまいりたいと考えております。

**○川原田英世委員** はい、わかりました。

委託と言いつつも、協力して一緒にやっていくということで、市の中でもマンパワーをちょっと調整しながらやっていくんだというようなことで、理解をしました。

国のほうのあれだとインターネットでやって、スマホとか使える人は簡単にできるけれども、市のほうでやるのはやっぱり窓口でということなんだろうから、そのときに第三次感染拡大期とか、そうい

うふうになってくると、これまた難しいと思いますので、十分に状況を見ながらやっていただきたいんですけれども、やっぱりできるだけ早く給付できるような形も考えていただきたいと思います。

それとあと、もう一点だけ、①のほうの社交飲食店支給支援金で、240件分を見込んでいるという中で、今190何件と言いましたっけ、その登録をしているのかですね。全体で300件程度事業者がいて、3分の1が食事券の事業の登録をしてないということなんですが、この登録をしていない方がなぜ登録をしないのかというところ、何か状況を把握してましたら伺いたいんですが。

**○秋葉孝博観光商工部次長** 想定として300という数値は、網走保健所に登録のある店です。

ですから、実際にこれが、たしかその期限が6年間ぐらいありますので、しようと思って辞退していないのか、手で拾ったんですが、例えばコンビニなんていうのは、小売りですとか、金融ですとか、飲食店も含めてき営業許可をとっております。それを除いて約300としておりますけれども、そういった形態のあるお店があるのか、実はその届け出だけで、実際ないのかというところで、今100ぐらいまだ登録がないといった状況が、現状としては私どもとしても、それ以上の300という登録が実際はないのではないかなという感じも思っております。

今月には、また再度5月28日の販売のチラシも打ちますし、また、引き続き呼びかけをいたしますけれども、なかなかその300という数値というのが、まずは仮定であるというところを御理解いただきたいと思います。

**○川原田英世委員** はい、わかりました。

1の事業も2の事業も、周知が、これは大事ななというふうに思います。

特に2の部分、国の持続化給付金の50%の頃でいった人は、大体ピンとくるなと思いますけれども、30から50の間の方がなかなかピンとこないんじゃないかと思っておりますので、そこら辺を周知するときには十分注意して取組を進めていただければと思います。

以上です。

**○立崎聡一委員長** そのほかございませんか。

**○松浦敏司委員** 確認も含めて伺いたいんですが、社交飲食店支援金ということで、174店舗に給付が始まっているということです。

今回新たに10万円ということになると、そういっ

たところに改めて書類を送るということになるのかなというふうに思うんです。

その辺がどうなるのかというのと、まだ来ていないところについてはどんな手だてをするのか、伺いたいと思います。

**○秋葉孝博観光商工部次長** まず、既に10万円を受け取っている店舗の方に対しましては、5月の下旬、先ほど5月の下旬と説明させていただきましたけれども、5月の下旬から2回目の支援金、具体的には1枚文書をつけまして、もう1枚封筒には入って入って、それが支援金の申請と請求書を兼ねたものです。

あらかじめ登録店舗になっていただいておりますので、口座も全部控えて入って、全て印字されているものです。ほとんどの例が判子を押して、返信用の封筒も入っておりますので、それを投函して頂くだけです。

また、登録されていますけれども、その請求書をいただいているところ、これはどういう状況が正確にはつかめないんですが、中には紛失している方もいるかもしれませんし、またその休業要請に入っておりますので、お店の郵便物を見に行っていない方もいらっしゃるのかなというふうに考えているところでは。

5月下旬から、改めてその支援金を届けていますよともう一度御確認くださいということを、既に登録済みの業者さんにはお知らせをしたいと思いません。

それから、まだ事業者登録を済ませていない方に対しましては、今現在5月の28日に全戸配布のチラシ、これは食事券の販売のお知らせというチラシを用意しております、これにはそういった事業者の登録、業者さんに対しての呼びかけの文書もつけております。具体的には裏面のほうに支援金が支給されますので、ぜひ登録くださいという文書も一面入れて入っておりますので、こうしたことで周知が進むものと考えております。

また、さらに、まだ登録いただけないようなことも考えられますので、時期は今度は6月ぐらいに入りましたら、改めて全戸にチラシの配布を考えて入ります。

**○松浦敏司委員** はい、わかりました。

先ほど、国や道の色んな支援があつて、そこと混乱をしているということが、結構私のところにきて入ります。できるだけ混乱しないように、とは思

ます。

あともう1点聞きたいのは、⑥で対象外となるところで、そこには飲食サービス、それから複合サービスというふうになっているんですが、この2点についてどういった事業者を指すのか、伺いたいと思います。

**○秋葉孝博観光商工部次長** まず飲食サービスにつきましては、今現在この社交飲食店というところで支援をしておりますので、ここで支援いただいた方は基本的には、この30%以上という営業支援金については、給付を考えていないことから、その産業分類として宿泊飲食サービスというのを抜かせていただいています。

また宿泊につきましては、別途、今現在固定資産税の4分の1の支援金もやっているということで、そうした意味でございます。

複合サービスにつきましては、例を挙げますと郵便局、それから協同組合という事業所ですので、今回コロナウイルスの関連で支援する対象にはならないというふうに考えまして、対象外ということで上げさせていただいております。

**○松浦敏司委員** はい、わかりました。

以上です。

**○立崎聡一委員** 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので続きまして、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中債務負担行為の補正について説明を求めます。

**○北村幸彦企画調整課長** 議案資料7ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算、農大線臨時バス運行経費、支援負担金に係る債務負担行為の設定につきまして御説明いたします。

1、補正の内容及び補正の理由及び内容であります。東京農業大学生物産業学部キャンパス分散入構実施に伴い、東京農業大学生物産業学部協力が行う臨時バス運行経費を負担するため、債務負担行為を設定するものでございます。

2、債務負担行為の内容であります。事項は農大線臨時バス運行経費支援負担金、期間は令和2年度、内容は東京農業大学生物産業学部協力が行う農大線臨時バス運行に係る経費のうち、網走市が負担すべき金額となります。

3、当該事業の概要であります。 (1) の目的として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によ

り、東京農業大学は前期の講義が全て遠隔授業となりましたが、市内に在住している学生を対象として、分散でキャンパス入構可能日を設けることとなったため、臨時バスの運行について支援するものでございます。

(2) の内容として、5月20日水曜日より網走バスターミナル・東京農大間、1日4往復を貸し切りバスにて運行1日4回、1回に1学年1学科とするものでございます。

説明は以上でございます。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございますか。

**○山田庫司郎委員** 主旨についてはですね、ぜひ賛同させていただくわけですけれども、債務負担行為です。

上限額の設定も特にありませんけれども、1日1往復するということですが、大体、経費としてどのぐらいかかるかというのは掘んでいるんだというふうに思いますけれども、手元があれば、ぜひ教えていただければ。

**○北村幸彦企画調整課長** この貸切バスの経費につきましては、網走バスに見積もりをいただいたところ、時間の計算、距離の計算を合わせまして、1日9時間の拘束時間、距離にして90キロ換算ということで、1日4往復で1台当たり、税込みで6万3,305円でございます。

**○山田庫司郎委員** あとは、臨時運行がどのくらいあるかと、それかけながら支払いをしていくということになると思いますし、期間は令和2年度中ということですから、3月まではとりあえず考えているということだというふうに確認をさせてもらんですが、そこはよろしいですか。

**○北村幸彦企画調整課長** 臨時バスの運行なんですけれども、当面は5月いっぱい、6月以降につきましては、農大のほうでどのような形であるかというのがまだ決まっておりません。

また、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除された場合につきましては、状況を見ながら臨時バスではなくて、通常の路線バスで対応ということも考えております。

**○山田庫司郎委員** 解除されて、普通の形に戻れば一番いいことなんですが、今説明があったように、臨時運行ではなくて、通常のバスをということがつ出てくるともちろん思うんですが、そのときに時間的に農大生が乗って、一般市民も乗ること

が非常に混雑の状況が出ているのが状況として一つあると思うんですが、例えば時間帯によっては、将来農大とも話しながらというふうになると思います。その時間帯にはちょっと増便を、増車をして走らせるとか、何かいろんな工夫も、今後出てくる可能性があると思いますけれども、その辺何か見解を持っていけば。

**○北村幸彦企画調整課長** 前期7月いっぱいまでは遠隔授業ということで、通常の事業は行われない形になります。

その後、状況に応じまして、そのまま分散的な登校というのが継続した場合、その混雑具合を見ながら農大と協議しながら、対応については検討してまいりたいと考えております。

**○山田庫司郎委員** ぜひ、農大とも連携しながら、いわゆる3密が解除になっても、生活様式含めて基本的な考え方はそんなに当面変わらないというふうに思いますので、その辺の配慮も含めて、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

以上です。

**○立崎聡一委員長** 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、それではお諮りします。

議案第1号、令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定いたします。

**○立崎聡一委員長** 続きまして、議案第2号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

**○高橋勉税務課長** 議案資料8ページ、資料2号を御覧願います。

議案第2号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正に伴い市税条例の関係部分について所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、1点目は、扶養親族に係る申告書等の改正についてです。

給与や年金所得者が単身児童扶養者に該当した場合、プライバシーに配慮する観点から、申告書にその旨の記載を不要とするなどの条文整備を行うものです。

2点目は、個人市民税における非課税措置等の変更についてです。

これは未婚のひとり親に対する税制上の措置や、寡婦（寡夫）控除の見直しに伴いまして、個人市民税の非課税措置及び控除を見直すもので、法律婚の有無や性別の際にかかわらず、同一要件により同額の控除を受けられるひとり親控除を創設するものです。

3点目は、払戻請求権放棄に伴う寄附金税額控除の拡充についてです。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、一定の入場料金等払戻請求権を放棄した場合、市条例で定めるものについて、寄附を行ったものとみなし、個人市民税の寄附金税額控除を適用するものです。

4点目は、課税特例等の延長についてです。

これは肉用牛売却による事業所得に対する課税特例と優良住宅地造成等のため、土地等譲渡した場合の課税特例をそれぞれ3年間延長するものです。

また、軽自動車税環境性能割の非課税税率の特例措置を6カ月間延長、住宅借入金等特別税額控除について、所得税の新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合、適用期限を1年間延長するものです。

5点目は、所有者不明の固定資産の納税義務者に係る使用者の規定についてです。

これは一定の調査を行っても、所有者が明らかとならない場合、使用者を所有者とみなし課税することができることを規定するものです。

6点目は、現所有者に係る申告の規定についてです。

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間において、現所有者に対し必要な事項を申告させることができる旨を規定するものです。

7点目は、特定再生可能エネルギー発電設備（水力発電設備）に係る固定資産税の特例の改正についてです。

出力5,000キロワット以上の特定水力発電設備に係る償却資産の課税標準の割合について、わがまち特例により4分の3とするものです。

8点目は、水防法に規定する浸水被害軽減地区に指定された土地に係る固定資産税の特例の創設についてです。

当該土地に係る固定資産税の課税標準の割合について、こちらもわがまち特例により3分の2とするものです。

9点目は、認定先端設備等導入計画により取得した事業用家屋などに係る固定資産税の特例の拡充についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備の適用対象に、事業の用に供する家屋及び構築物を追加し、わがまち特例により課税標準の割合をゼロとするものです。

10点目は、たばこ税の課税免除手続きの簡素化についてです。

これは輸出等に係る課税免除のため、卸売販売業者等が申告する際の添付書類の簡素化を図るものです。

11点目は、たばこ税の課税標準となる本数換算の変更についてです。

1本当たり1グラム未満の葉巻たばこについて、課税標準となる本数換算を変更するものです。

12点目は、法人市民税の納期限延長の適用を受けた場合の延滞金の割合についてです。

各年の平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合が、年7.3%未満の場合は、その年中においては、その平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合とするものです。

13点目は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請手続等についてです。

徴収猶予の申請書に記載や添付書類の不備があった場合、申請者は通知を受けた日から20日以内に訂正もしくは提出をしなければならないことを規定するものです。

14点目は、法改正に伴い、条項及び条文の整理、関係する条文の文言整理が主な内容となっています。

本条例の施行期日及び経過措置等につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、13ページから63ページに記載のとおりでございます。

説明は以上です。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○川原田英世委員** はい、ちょっと確認したいんです。

ちょっとよくわからないのが、13番目の徴収猶予の特例に係る申請手続等というところで、不備があった場合、通知を受けた日から20日以内に、これら

よっと内容がわからないのですけれども、具体的にどういったことを指しているのか、ちょっと説明いただきたいのですが。

**○高橋勉税務課長** 徴収猶予に係る申請手続の関係で申請書をいただきますが、その書類に記載していただくことが漏れていた場合とか、そういったことを想定しています。

**○川原田英世委員** つまり固定資産税等で、6月1日期限ですけれども、ちょっと猶予をしてほしいというような場合に申請をして、それに記載漏れや記載内容に不備があった場合は、受付を受けてから20日以内に訂正をするという手続の流れになるということなのか、ちょっと確認なんですけれども。

**○高橋勉税務課長** 徴収の猶予は地方税法の中で、例えば、一定の要件に該当する場合は、徴収を猶予することになりますよ、ということでありませぬけれども、例えば今回の新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の関係ですけれども、例えば、税を納付するのに収支の関係で、例えば、前年の同期に比べて20%以上落ちているので、免除した徴収の猶予してくださいというような申請書の内容になるんですが、そこに20%落ちていることが書かれていない、要はわかるものが記載されていないと、そういった場合について、市のほうから不備がありますよという連絡を受けて、申請の方は20日以内に再度訂正なり提出をしなければならないですよということを、ここに記載されているわけです。

**○川原田英世委員** はい、僕も今聞いた内容ではよくわからなかったもので、そういったことなんでしょうけれども、それが多分納税者の皆さんにはわかりにくくなっているんですね。

もう既に、各種税は6月1日期日で請求書が出ているのですけれども、それにもこれは該当するというところで理解していいのでしょうか。

**○高橋勉税務課長** 地方税、市道民税、固定資産税、軽自動車税等のあらゆる税について対象でございます。

ただし、証紙を納める、例えば北海道さんの収入証紙とかそういったものについては対象外ですけれども、それ以外の税については、ほぼ全ての税に該当いたします。

**○川原田英世委員** わかりました。

既に請求書というか、各事業者等に届いているけれども、それもこの規定によって20%以上の減収等がある事業者に対しては、延納が認められると。

その手続については問い合わせしてくれというような形になるのか、ちょっとその確認なんです。

**○高橋勉税務課長** 当初の納税通知書、もう既に固定資産税ですとか、軽自動車の納税通知書が皆さんのお手元に発送されていますけれども、その通知書の中に、個々の関係の徴収の猶予の制度については、チラシといいますか、お知らせを入れさせていただいています。

それこそ、今、委員御指摘のとおり、ちょっと制度自体がわかりづらいということがありますので、まずは市のほうにそういった徴収の猶予とかを受けたいなと思われた方はご連絡くださいというようなことを、1番目につく形で入れさせていただいております。

具体的に直接やりとりをしながら、収入がこうだから対象になるんですねというような確認をしていきながら、なるべく納税者の側に立ったですね、対応を今後も含めて、心がけていきたいと考えております。

**○川原田英世委員** 事業者にとっては、結構6月1日はいろんな支払いが重なるタイミングで、金融機関への返済もあれば、こういった納税もしなくちゃいけないということもあって、キャッシュが足りなくなると税金を払うために借入れしなくちゃいけないとか、それまでに持続化給付金が入ればいいんだけど、どうなのか見通しがわからないだとかというような不安が広がっている状況です。

キャッシュが足りなくて税が払えないんですけど、でもこの猶予のところはちょっといまいわからなくて、どこに問い合わせたら、どういうふうにしたらいいいんでしょうかという感じで、ちょっと困惑が広がって行って、とりあえず急いで借入れしないとだめなんだろうなということで、皆さん金融機関に行く方もいるのですけれども、それもちょっと時間がかかって、今混乱しているということで、かなり厳しい立場におかれた事業者さんは苦しいところにあるんだなというふうに思います。

それで、制度がもうちょっとわかりやすくなっていけばいいなと思って、猶予ありますよというのが入っていると同時に、もう1枚入っていて、それは国のほうでは来年の固定資産税は免税するよう方針してますけれども、今年は借りますから払ってくださいねというのも入っているのですよね。それは6月1日までに払ってくださいねとなっていて、どっちなんだろうみたいな話も出てきたり、今日の新聞

で、自動車税は道のほうは、6月1日までに払ってくださいみたいな感じで、のぼりまで掲げて看板まで立てていて、ちょっとどうなっているのかなというところで、非常に混乱されてると思いますので、そこをもうちょっと、もう一度しっかりと市民に猶予できますよというところの周知をしていただく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その考えはいかがでしょうか。

**○高橋勉税務課長** 市民への周知について、先ほど言いましたように、なるべくチラシ等を挟んで、当初の納税通知書を出していただいたり、あるいはホームページのほうに記載をさせていただいてはいるんですが、まだまだ理解できない方もたくさんいらっしゃると思います。

今後機会があるごとに、それがどういった形か今具体的なものは持ち合わせておりませんが、市民の方に周知する方法を、今後とも考えていきたいと思っております。

**○川原田英世委員** 近々で何か市のほうで出すものがあれば、それにもぜひ載せてほしいです。6月1日なので、ちょっと時期的に急いでほしいなというのがあって、キャッシュはないんだけど、多分法人は結構自動振替にしているところが多くて、自動振替ができないとか、そういった事態も出てくるんだと思うんですよね。

そういったことに対する対応をしていかななくちゃいけないなというふうに思いますので、まず告知を早くしてほしいというのと、振替が固定資産税とか自動振替になっているからできなかった、要はキャッシュが口座に入らなくてできない場合とか、こういった制度がありますから使ってくださいとか、そういうことを促すような考えがあるのか、ちょっと確認したいんですが。

**○高橋勉税務課長** まず、今月28日に発送されますチラシの中に税の情報なんかも併せて、その中に情報も記載させていただこうと思っております。

口座振替が不能の場合、これは様々なケースがありますので、その人は振替済みではなかったんですけども、その人に猶予がありますよというのは、別段そういったものを送る予定はしていませんが、口座振替ができませんでしたよという通知は送りますので、今委員御指摘の件も、そういった機会にもチラシ、お知らせなどを挟めるのかどうか、ちょっと今後研究したいと思っております。

**○川原田英世委員** はい、わかりました。

まず、当面は6月1日の壁というのが僕は大きいなと思っていますので、いろいろと検討していただいて、今言ったようなところも決めていただきたいと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 5番目、6番目、ちょっとこれが気になってしょうがないんですが、調査を尽くしても所有者が明らかでないということなんですけれども、いろんな事情で所有者の名義がはっきりわからないということは、絶対あり得ないと思うんですね。日本の登記上の問題ですから、必ず死亡してようが、法人であろうが、無くなった法人であろうが必ず明確になっていると思うんですが、それを今その現に使用している人に課税をする、かけるという考え方がどうも私はしっくりこないんですね。

取れるところから取ってやれみたいな国の考え方というのは、いかななものかなというような気がしてならないんですが、これについての見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○高橋勉税務課長 所有者が不明なものについては、登記されているものについては、亡くなられていても、所有者という方はずっと残りますが、そうではない、例えば未登記家屋ですとか、そういったものについては登記されていないので、所有者がちょっと不明になってくることもあるのかなと思っています。

所有者が基本的には税を納めるべきですが、所有者が亡くなられて、次は相続人を探すわけですが、その相続人が相続を放棄されている、あるいは相続人がいないといった場合、法務局の登記簿上もそのまま変えられず、ずっといってしまおうと。

ただ、今回の5点目の部分ですが、一般的に住宅家屋に税がかかっていると想定した場合、空き家で誰も住んでいないというケースもありますが、網走市にはないのかなと思っていますけれども、都会ではそこにずっと住み続けている方がいらっしやると。そういった方に対して課税することができますよという、今回の改正であると認識しております。

追加で御説明申し上げますと、地方税法の改正に基づいて条例改正ですので、今説明した部分が法で定められたものですから、それにあわせて条例も改正するというところでございます。

○栗田政男委員 当然そういうことだろうということで、これが上程されているのは理解した上でちょ

っと議論したいなということで、いくら国が言ってきたても、やはり腑に落ちないものは腑に落ちないものですから、やはり我々もこれを決めるにあたって、条例といえども法律を作るわけですから、しっかり議論した上で考えていかなきゃいけないなというふうに思ったので聞いたわけです。

いろんな様々な例があるということを理解しました。

当然、例えば建物を住宅等を現金で建てた場合については登記する必要がないので、ただ固定資産ということで市のほうでは課税をしますけれども、登記されてないというものについては、なかなかその実態が永久的に把握できるかどうかというのは難しい状況ではないかなというふうに理解しますが、ある面で悪用されて、悪用といいますか、準用の方法を間違ってしまうと、使用者というのは全くその土地に対して所有権というのがまるっきりないので

よね。

現状、どういう形にしても、使っている方が負担を負っていくということは、自分が所有してないのに自分の権利やそういう所有権がないのに、それを負担していくというのはなかなかピンとこないような内容ではないかなというふうに私は個人的に思います。

これは国のほうからそういう要請でしょうし、特に都会部のほうで多分非常に困っている状況が、高額な固定資産がかかる部分について、使用しながら、ある面では悪用と言ったら申し訳ないんですが、悪用されて、要するに課税されないこといいことに利用しているのかなと、それに対する対策として国のほうも考えてきているのかなという気がするんですが、これを実行するにあたっては、やっぱりそれなりの慎重さが必要なのかなという気がしてなりません。

ちなみに当市の場合、例えば、この条例ができたことによって、これを今すぐ適用しなくちゃいけないという事例は考えられるのでしょうか。

○高橋勉税務課長 現時点では、この5点目の対象になる部分については、該当するものはないと考えています。

○栗田政男委員 わかりました。

では本来であれば、できれば特に当市のように小さな都市の場合は、やっぱり相続といいますか、その土地のきちんとした相続の方向性というのを、我々行政側としてもやっぱり推進していく必要性が

あるのかなと思います。

相続というのは単純にいかないのはよくわかっていますし、相続放棄だけじゃなくてもやっぱり親族間の争いが必ずあって、相続もうまくいかないという状況が多々当市においても見られています。それによって死亡してから何年も登記されていないという現況があると思うんですよね。

そういう部分については、それを原課がやるのが正しいかどうかは別なんですけど、やはりその固定資産税のいろんなお願いをする段階で、そういう相続のほうに適正な登記を推進するというのも必要なのかと思いますので、やはり正規な形で正規の状況で納税をしていただくというのが一番ベストかなと思います。

もう1点、先ほど来出ていましたが、企業は今その非常に大変な時期です。

納税する場所は、この市役所のほかに道であれば道税、国税いろいろあるのですが、そういう中で猶予するというのは非常に重要なことなんですよ。

企業にとっては、例えば、高額な消費税の納税時期にきていて、それを納税しなくちゃいけないというときに、その部分を猶予していただくことに、延ばすことができれば、資金繰りをしたと同じことが適用されるということなので、ぜひともそういう部分で柔軟に、今この条例の中にでもコロナ対策とわざわざうたってるわけですから、それに対してきちんとかんがえていただきたいと思いますというふうに思います。

これは本当に質問になるかどうかはわからない、それに対して何か見解があればお聞きします。

**○高橋勉税務課長** 消費税の猶予については無いと認識しております。

**○立崎聡一委員長** 栗田委員よろしいですか。

今の答弁でよろしいですか。

**○栗田政男委員** すいません、ちょっともう一度。

**○高橋勉税務課長** 御質問の中に消費税という部分が入っていたかと思いますが、消費税の猶予については無いと認識しております。

**○栗田政男委員** 例えばの例で消費税の納税時期で、我々は、我々というか事業をやっている方は、お預かりした消費税を納税しなくてはいけないんですね。

その段階で、直接今、我々、市は関係ないんですけども、その還付は関係ありますけれども、それに対する納税猶予も当然今は行われてます。

それはここで話すことないんですけども、例えばの例としてお話をしただけです。

**○立崎聡一委員長** 栗田委員、とりあえず今、例えばの話をされたということなんですけれども、今の質問では関係ないということで理解して進めてよろしいですか。

ちょっとすいません、休憩します。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

**○立崎聡一委員長** 開会いたします。

栗田委員の発言につきましては、税に対して柔軟に対応していただきたいという御意見として承らせていただきます。

そのほか質問ございませんか。

**○松浦敏司委員** 何点か伺いたいんですが、まず2番にはひとり親の関係で見直しということが出ておりますが、この2番の対象というのはどのぐらいいらっしゃるのか、それから3番についてですけども、当市も文化活動、芸術など、相当中止になっているのがあるというふうに思うんですが、この点の3番目の、いわゆるどれぐらい影響が出ているのか、もしつかんでいたら伺いたいと思います。

**○高橋勉税務課長** 2番目のひとり親控除の関係で、どれぐらい対象者がいるのかという御質問でございますが、現時点で45名ほどが対象者であろうかなと思います。

そのうち、課税標準額がある、要は納税者については32名ほどと想定しています。

それから3点目の入場料等の払戻請求権の関係の部分ですが、これについても対象はどの程度かというお話だったと思いますけれども、それについては現時点では、適用の部分については無いと思っております。

**○松浦敏司委員** はい、とりあえずわかりました。

あと4番なんですけれども、2つ目のポツで優良住宅地というのがあるんですけども、この優良住宅地の定義といいますか、どういった宅地を指しているのか、伺います。

**○高橋勉税務課長** この優良住宅地等云々の部分ですが、優良住宅地その土地自体を指すのではなくて、例えば、国や地方公共団体が収容等に基づく譲渡ですとか租税特別措置法に定められた譲渡、もう少し例を挙げるならば、土地開発公社等が行う住宅建設のための個人が土地を譲渡した場合ということでもあります。

○松浦敏司委員 わかりました。

あと12番なのですが、読めば読むほどよくわからない。

市民にわかりやすいように、要するにどういうことなのか伺います。

○高橋勉税務課長 要するに単純に申し上げれば、ここに書いてあるものは安いほうの利率を使いますよということなんですけれども、もともとこの税の利率については、改定前でこの0.5となっている数値が1%という規定でありました。

この部分につきまして、納税猶予等を受けた場合に延滞税を0.5にしますよという制度の改正であります。

○松浦敏司委員 はい、わかりました。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りしたいと思います。

議案第2号網走市税条例等の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

---

○立崎聡一委員長 続きまして、議案第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○高橋勉税務課長 議案資料64ページ、資料3号を御覧願います。

議案第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正に伴い、都市計画税条例の関係部分について所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、1点目は、水防法に規定する浸水被害軽減地区に指定された土地に係る都市計画税の特例の創設についてです。

先ほどの市税条例改正と同様に、当該土地に係る都市計画税の課税標準の割合について、わがまち特例により3分の2とするものです。

2点目は、法改正に伴い、条項及び条文の整理で関係する条文の、文言整理が主な内容となっております。

本条例の施行期日及び経過措置等につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、65ページから71ページに記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りします。

議案第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定につきましては、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

他に、各委員、理事者側より何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで総務経済委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午前11時20分閉会